

# 農業経営基盤強化準備金制度の 改正内容のお知らせ

## 1 適用期限の延長

令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金の**適用期限**が令和9年3月31日まで延長されました。

- ・個人の場合は、令和9年3月31日の属する年までに
  - ・法人の場合は、令和9年3月31日までに
- 交付を受けた対象交付金を準備金として積立てることができます。

## 2 対象農用地の範囲の変更（令和8年度から適用）

令和8年4月1日以降、新たに準備金を活用して**農用地**を取得する場合、以下の要件を満たす必要があります。

### 積立て時

**地域計画の区域内**で準備金活用者が将来取得予定である農用地が対象となります。

※ 上記以外の場合、積立てはできなくなります。

### 農用地の取得時

地域計画に**準備金活用者が利用する**ものとして定められている農用地（地番等で特定した農用地）が対象となります。

※ 地域計画で確認できない場合は対象外となります。

申請時に必要な新たな確認事項及び添付資料

裏面のとおり検討。

続きは裏面へ➡

# 確認方法

## 【積立て時】

- 別記様式第5号において、地域計画の区域内における準備金活用者の農用地取得予定を確認

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：令和 年 月 日  
適用を受けようとする年分等：  
(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

住所または所在地： \_\_\_\_\_  
電話番号： ( ) \_\_\_\_\_  
屋号又は法人名 \_\_\_\_\_  
氏名又は代表者氏名 \_\_\_\_\_

地域計画における位置付け  
地域計画の市町村名（地域名又は地区名）： ( ) \_\_\_\_\_

地域計画における取得予定の農用地の位置付け  
地域計画の市町村名（地域名又は地区名）： ( ) \_\_\_\_\_

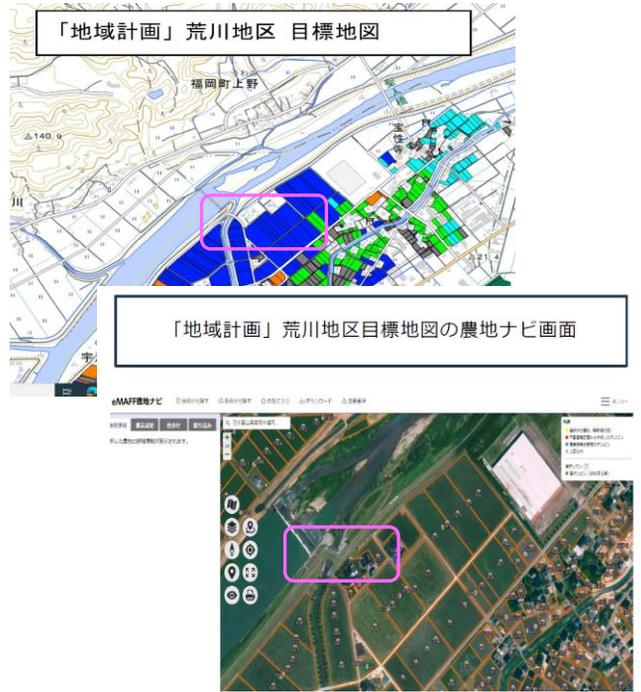
市町村名（地域名又は地区名）の記載欄を追加

## 【農用地の取得時】

地番等を通じて、準備金活用者の取得する農用地が目標地図に記載されていることについて確認できる添付資料

- 取得する農用地が掲載されている地域計画の目標地図（必須）
- 取得する農用地を特定する資料
  - 農地法第3条に基づく許可指令書等所有権を移転する農用地の地番が分かる資料
  - eMAFF農地ナビ等で取得する農用地の地番が分かる資料

目標地図とeMAFF農地ナビ等を突合することで確認



# 3 確定申告等手続きの簡素化（令和7年度から適用）

確定申告書等に添付する本制度の大臣証明書について、その証明書の原本のほか、

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等で印刷した証明書を添付できるようになりました。



(お問合せ先)  
北陸農政局新潟県拠点  
電話 025-228-5212

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索

